

ご利用いただく方へ

1. 「県人口の状況について」及び「市町村別人口の状況について」

集落の現状の背景を把握するために、県総人口等の推移については県統計情報課の資料等をもとに分析・整理したものである。

2. 「集落の状況について」

県下の集落ごとの人口等の推移及び小規模集落等の生活状況等について、集落実態調査結果を踏まえ、分析・整理したものである。

なお、この資料でいう「集落」とは、農業センサスの調査区をもとにし、市町村ごとの実情に応じて、企画調整課で独自に整理したものであり、各市町村が設定している行政地域及び各種人口統計上の区域とは必ずしも一致しないものである。

また、この資料の人口等の数値は、国勢調査人口をもとにして、市町村を通じて企画調整課が推計したものである。

(1) 表 7・消滅集落とは、全く住民がいなくなつて、その状態が調査時点（昭和63年10月1日）まで継続している集落である。

- 過疎団体は、過疎地域振興特別措置法に基づく団体である。
- 辺地集落とは、「辺地に係る公共的施設の総合的整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則」に規定された算定方法により算定した辺地度点数が100点以上の集落である。

(2) 表 8・集落数について、統計上集落単位での世帯数の数値が把握困難な場合に、複数の集落をもって1つの集落とみなしたため、表 7の集落数と異なっている。

(3) 表 9・集落数について、統計上集落単位での人口の数値が把握困難な場合に、複数の集落をもって1つの集落とみなしたため、表 7の集落数と異なっている。